(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の安全で安心な暮らしの確保と町内の景観向上を図るため、老朽化し、危険な空き家の解体及び撤去を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯島町補助金交付規則(昭和36年飯島町規則第3号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 空き家 町内に所在する戸建て住宅であって居住その他の使用がなされていない 状態のものをいう。
 - (2) 老朽危険空き家 町内に所在する空き家のうち、空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成 26 年法律第 127 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定空家等及び特定空き家等に準ずるものとして町長が認めるもの、並びに住宅地区改良法 (昭和 35 年法律第84 号) 第 2 条第 4 項に規定する不良住宅と同等の空き家をいう。

(補助対象空き家)

- 第3条 補助対象の空き家は、老朽危険空き家であって、次の要件を全て満たすものとする。
 - (1) 個人が所有する戸建て住宅であること
 - (2) 不動産業を営む者が営利目的で所有している住宅でないこと

(補助対象者)

- 第4条 補助対象者は、次の全てを満たす者(個人に限る。)とする。
 - (1) 老朽危険空き家の所有権を有しているか除却を行うことができる権利があること
 - (2) 同一世帯に属する者全員が町税その他義務的納金を滞納していないこと
 - (3) 同一世帯に属する者全員が飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例(平成 24 年飯島 町条例第14号)に規定する暴力団等でないこと
 - (4) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと

(補助対象事業)

- 第5条 補助金の対象事業は、補助対象者が解体工事業者(町内事業者に限る。)に依頼して行う補助対象空き家の解体工事であって、次の工事を除くものとする。
 - (1) 補助対象空き家の一部のみを解体する工事
 - (2) 他の補助金等の交付の対象となる工事
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるもの
- 2 前項に規定する解体工事は、第9条第2項の規定による補助金の交付決定後に着手するものであって、補助申請年度の末日までに第12条の規定による完了報告をすることができるものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、補助対象者が解体業者に支払った補助対象事業に係る 費用とする。

(補助金の額)

- 第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前調査)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者は、老朽危険空き家に該当するかどうかの事前 調査を受けなければならない。
- 2 前項の事前調査を受けようとする者は、飯島町老朽危険空き家除却支援事業補助金事 前調査申請書(様式第1号)により町長に申し込むものとする。
- 3 町長は、前項の申請があったときは、現地調査等を行い、補助対象空き家に該当するか 否かを判定し、その結果を飯島町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付判定通知書(様 式第2号)により通知するものとする。

(交付申請及び交付決定)

- 第9条 前条第3項の規定により老朽危険空き家に該当する旨の通知を受けた者は、補助 金の交付を受けようとするときは、飯島町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付申請書 (様式第3号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類等を添え、町長に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 見積書の写し
 - (2) 空き家の現況写真
 - (3) 位置図
 - (4) 申請者と所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地所有者の同意書
 - (5) その他町長が特に必要と認める書類等
- 2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し補助すること を適当と認め交付決定をしたときは、飯島町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付決 定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更及び承認)

- 第10条 補助金の交付決定者は、その申請事項の内容を変更しようとするとき、又は廃止するときは、飯島町老朽危険空き家除却支援事業補助金変更・廃止申請書(様式第5号) を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 町長は、前項の申請内容を審査した結果、既に決定した補助金の額を変更したときは、 飯島町老朽危険空き家除却支援事業補助金変更・廃止決定通知書(様式第6号)により、 その旨を補助金の交付決定者に通知するものとする。

(状況報告及び現地調査)

第11条 町長は、必要があるときは、解体工事の遂行状況に関し、補助決定者、施工業者 等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

(完了報告)

- 第12条 補助金の交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算 して30日を経過する日までに、飯島町老朽危険空き家除却支援事業完了届(様式第7号) に次に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。
- (1) 解体工事の工事請負契約書又は請書の写し
- (2) 解体工事代金の領収書の写し
- (3) 解体工事中及び完了時の写真
- (4) その他町長が特に必要と認める書類等

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条に規定する報告があった場合は、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対し、飯島町老朽危険空き家除却支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の通知書を受けた補助対象者は、飯島町老朽危険空き家除却支援事業補助金 交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第15条 町長は、補助金の交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決 定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第12条に定める期日までに実績報告書を提出しなかったとき。
- (4) その他町長が補助金の交付を不適当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に 交付されているときは、補助金の交付対象者に対し期限を定めてその変換を命ずるもの とする。
- 3 前2項の規定は、第 13 条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。 (補則)
- 第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。